市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理ガイドライン(令和5年4月1日時点)

金沢市教育委員会

1 保健管理体制

- ・ 学校においては、十分な感染症対策を行うことを児童生徒及び保護者に説明し、理解 を得る。
- ・ 学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、児童生徒への指導、保護者への連絡、 環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナ ウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に、衛生管理面については学校医、 学校歯科医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新 の情報に基づき、この対応策の確認、見直しを行う。

2 基本的な感染症対策

- ・ 文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、児童生徒が感染 症予防について正しく理解するとともに、発達段階に応じて感染リスクを自ら判断し、 これらを避ける行動をとることができるよう指導する。
- ・ また、「『 3つの密(密閉・密集・密接) 』 を避ける」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」「換気」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障する。その際、特に以下の内容について確認する。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の基本、「①身体的距離の確保、②咳エチケット、③手洗い」について児童生徒にしっかり理解させる。
 - ◇ 人との間隔はできるだけとる。
 - ◇ 会話をするときは一定程度距離を保つ。
 - ◇ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。(手指消毒薬の使用も 可)
 - (2) 3密(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。
 - (3) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。
 - ・ 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めない ことを基本とする。 ただし、以下の点に留意する。
 - (1) 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても 着用が推奨される。
 - (2) 様々な事情により、 感染不安を抱き、 マスクの着用を希望したり、健康上の 理由により着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着 脱を強いることがないようにする。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、その場合もマスクの着用を強いることのないようにする。
 - (4) マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導する。
- ・ 学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて注意を払う必要があることについて機会を捉えて児童生徒及び保護者に指導する。
- ・ 手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスター等を掲示する。

3 通学について

- ・ 公共交通機関及びスクールバスを利用する児童生徒には、以下の点について指導する。
 - ◇ 発熱がある場合は乗車を見合わせる
 - ◇ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合には、マスクの着用を推 奨する
 - ◇ 乗車中は会話を控える
 - ◇ 手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない
 - ◇ 降車後(または学校到着後)は速やかに手を洗う
- スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。
 - ◇ 可能な範囲で運行の工夫により、過密乗車を避ける
 - ◇ 座席の数と比して利用者が多くなる場合には、会話を控えることの徹底やマスクの着用を推奨する
 - ◇ ドアノブ、手すり等を消毒する ◇ 手洗いや咳エチケットの徹底
 - ◇ 窓を開けて換気する

4 身体的距離の確保

- 児童生徒同士の間隔はできるだけとる。
- ・ 授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえたうえで、児童生 徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保する。

5 健康管理に関すること

- ・ 児童生徒は登校前に自宅で検温し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は、登校しないことを徹底する。この場合、「欠席」とはせずに、「出席停止・ 忌引等」とする。
- ・ ワクチン接種を受ける場合及び副反応が出た場合の出欠の取扱いについては、「欠席」 とはせずに、校長の判断で、「出席停止・忌引等」とすることも可能である。
- ・ 登校時の健康状態の把握については、「検温結果を書いた表で確認する」もしくは「玄関での検温で確認する」のいずれかの方法で行う。既に、Google Classroom などで、登校前に全児童生徒の検温結果を確認する仕組みができている学校については、その方法を健康状態の把握に代えてもよい。
- ・ 登校後、発熱等の風邪症状がある児童生徒は保護者に連絡したうえで、帰宅させる。 必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた 対応をする。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談のうえ、適切な配慮を行う。

6 感染防止対策

- ・ 休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、児童生徒が密集しないように、また、会話の際には一定程度距離を保つよう注意喚起する。
- 「3密」と「大声」に注意する。密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。
- 手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。
- ・ 登校したら、まず手洗いを行うよう指導する(手洗いできない場合は手指の消毒)。学校に出入りする関係者にも同様のことを徹底する。
- ・ 次の6つのタイミングで手洗い(手洗いできない場合は手指の消毒) を徹底する。
 - ◇ 教室に入るとき ◇ 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ◇ 食事の前後
 - ◇ 掃除の後 ◇ トイレの後 ◇ 共有のものを触ったとき
- 手洗い場の混雑を避けるため、水道がある特別教室等の利用も検討する。
- パソコンやスマートフォン等は、様々なところを触った手で操作することから、ウイ

ルスが付着している可能性があることを児童生徒に充分理解させる。

- ・ 児童生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じて、マスクやマスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってくることを 指導する。
- タオルやハンカチは貸し借りしないことを指導する。
- ・ 教室内等の換気を徹底する。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに (30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて(廊下側と窓側を対角に開ける等)行う。

エアコン使用時においても換気を行う。

- ・ 換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・ 清掃・消毒については、一時的な消毒の効果を期待するよりも、通常の清掃を丁寧に 行い、清潔な空間を保つことが重要である。下記のポイントを参考に、通常の清掃に 消毒の効果を取り入れる。清掃は、換気の良い状況で、丁寧に行うとともに、終了後 の手洗いを徹底する。
 - <普段の清掃・消毒のポイント>
 - ◇使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と 使用方法を確認する。
 - ◇机、椅子の特別な消毒は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
 - ◇大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代えることも考えられる。
 - ◇トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な 消毒作業の必要はない。
 - ◇器具・用具など共用するものは、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に 手洗いを行うよう指導する。
- ・ 消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。
- 各学校は、必要に応じて使えるよう予備のマスクを用意しておく。
- ・ 次に示す「感染のリスクが比較的高い学習活動」については、下に示すような一定 の感染症対策を講じることが望ましい。

感染リスクが比較的高い学習活動

- ◇ 児童生徒が対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び一斉に大きな 声で話す活動
- ◇ 室内で行う合唱、管楽器演奏
- ◇ 児童生徒がグループで行う実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- ◇ 組み合ったり接触したりする運動

感染症対策

- ◇ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、 CO₂モニターを使用して換気の状況を計測する。
- ◇ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付空 気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ◇ その他、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及び その効果的な実施について」(教学第1335号 R4.9.7付)等を参考に適切な換 気を行う。
- ◇ 換気が十分であることが確認できない場合は、マスク着用を呼びかける。ただし、強要はしない。
- ・給食の時間においては、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意することが重要となる。具体的には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

- 更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの工夫をし、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。
- ・ 図書館は、利用前後の手洗い(手洗いできない場合は手指の消毒)の徹底、利用時間 帯の分散等の密集を避ける配慮を行ったうえで、開館する。

7 学校教育活動について

- ・ 感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続 し、児童生徒の健やかな学びを保障する。
- ・ 学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定にあたっては、学校行事は、児童生 徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必 要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。
- ・ 実施にあたっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について、地域の感染状況を踏まえて十分配慮する。
- 健康診断を実施するにあたっては以下の点にも留意する。
 - ◇ 児童生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。
 - ◇ 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においてはできるだけ間隔をあける。
 - ◇ 不要な会話や発声を控える。
 - ◇ 咽頭診察等の実施にあたっては、学校医と相談のうえ、判断する。
- ・ 避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。
- ・ 部活動については、本市の感染状況に応じた対応を行うことから、金沢市教育委員会 発出の通知に従う。

8 寮や寄宿舎における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行う。その他の場所でも換気をこまめに行う。窓 等がない場所では扇風機やサーキュレータで空気の流れを作る。
- ・ 居室を複数で共用している場合や、浴室や食堂などでは、咳エチケットを徹底し、 近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 食堂や浴室等の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限し、密を避ける。 食堂では机や床に印をつけるなどして適切な間隔をあけ、向かい合って着席しない ようにする。ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、料 理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うことや、料理のそばで会話を控える ことに留意する。
- ・ 食事の前後、トイレ使用後には手洗いを徹底し、手を拭くタオルは共用としない。
- ・ 食堂の机、配膳台、冷蔵庫等の取っ手などは食事時間終了後に、消毒を行う。
- ・ その他共用設備など複数人が頻繁に触る場所は定期的に消毒する。
- ・ 管理者及び居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・ 保管する。
- ・ 発熱や体調不良がある者は居室内など個室に隔離し、すぐに症状が治まったとしても 主要症状が消退した後3日程度を経過するまで感染症対策を徹底する。体調不良者 が同時に複数名発生した場合は、学校医または医療機関に相談する。

9 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・ 様々な不安やストレスが生じた場合には、担任だけでなく、相談室の先生等にも相談 するように指導する。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による 支援(電話による相談を含む)を行う。
- 「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

10 偏見、差別に関すること

- ・ 感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。
- ワクチンの接種を受ける又は受けない、マスクを着用する又はしないことによって、 差別やいじめなどが起きることのないよう、十分留意する。
- ・ワクチンの接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないが、 学校外において活動に参加する場合等、何らかの理由で児童生徒等の予防接種歴を把 握する必要が生じた場合には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者 の同意を得ること、他の児童生徒に知られないような把握の方法を工夫すること等、 個人情報としての取扱に十分留意する。PCR検査等の結果の活用についても同様の 扱いとする。

11 保護者への連絡等

- ・ 保護者への連絡体制を整えておく。
- ・ 一斉配信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・ 保護者に対しては、一斉配信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

12 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- 児童生徒や教職員の感染が確認された場合、学校は速やかに金沢市教育委員会の各担 当課(児童生徒:学校指導課、教職員:学校職員課)へ連絡する。その際、個人情報 の扱いには十分留意する。
- ・ 校長は、感染した児童生徒について、出席停止の措置をとる。感染者が教職員である 場合には、病気休暇の取得等により出勤させない扱いとする。
- ・ 学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、金沢市教育委員会が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位で又は学校全体を臨時休業することを考え、決定する。対応の詳細については国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2023.4.1 Ver.9)を参照する。
- ・ 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、 学習に著しい遅れが生じないようにすることが重要であることから、感染の状況に応 じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講 じることとする。(例 同時双方向型のウェブ会議システムの活用 等)また、学習指 導を行う際には、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併 用できる教材等(例 デジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送 等)を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導するようにする。

13 その他

・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。